

田辺市龍神村レンタサイクル利用規約

この田辺市龍神村レンタサイクル（以下 レンタサイクル）は、公益社団法人龍神観光協会（以下 協会）が指定する貸出施設（以下 貸出施設）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項及び、貸出施設に関する事項について規定しています。このレンタサイクルを貸出施設でご利用される場合には、この規約を遵守していただくこととなります。

1. 貸出施設の選定及び貸出施設の取り決め

レンタサイクル貸出施設について、以下4. 貸出施設のとおりとし、以降貸出施設の増設等における選定は、協会が行うこととします。

また、貸出施設は別紙による運用取り決めにより、これを遵守することとします。

2. 利用申込み

利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

(1) 貸出施設への電話予約（様式第1号）

(2) 貸出施設窓口で申込み（様式第2号）

貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）と一緒に提示してください。

なお、利用申込みの代表者は高校生以上に限定させていただきます。

また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

ご予約の場合、変更、取消はお早めにご連絡ください。ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

3. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して貸出施設が知り得た個人情報については、当協会が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

4. 貸出施設及び利用料金等

(税込)

| 貸出施設名 | 自転車仕様 身長 155cm 以上推奨 | 利用期間※1 | 利用料金※1 | 利用料金※2 (市内在住) |
|---|---|--------|---------|------------------|
| 1. 「田辺市龍神温泉センター元湯別館」 (田辺市龍神村龍神 5) ・ (有)龍神温泉元湯 (田辺市龍神村龍神 37) ☎0739-79-0726 年中無休 | BENELLI ベネリ ・ XS サイズ 5 台 トヨタバイク ・ L サイズ 1 台 ・ S サイズ 2 台 | 1 時間 | 1,000 円 | 500 円 |
| 2. 「G.WORKS」 (田辺市龍神村福井 493) ・ G.WORKS ☎0739-77-0785 水曜定休 | BENELLI ベネリ ・ XS サイズ 3 台 トヨタバイク ・ S サイズ 2 台 | 3 時間 | 2,000 円 | 1,000 円 |
| 3. 「龍神村商工会青年部」 (田辺市龍神村西 376) ・ 龍神村商工会 ☎0739-78-0472 土日祝定休 | BENELLI ベネリ ・ XS サイズ 2 台 ・ S サイズ 1 台 トヨタバイク ・ L サイズ 1 台 | 1 日 | 3,500 円 | 1,700 円 |

※1 利用期間が申請した期間に満たない場合のご返却でも利用料金の一部返金等はいたしません。また、申請した期間を超えてご利用された場合、延長料金として 30 分毎/500 円をお支払いいただきます。
※2 田辺市内在住の方（申込者）の利用料金は半額とさせていただきます。

・上記利用の申込については様式第2号への署名等をお願いします。

5. 利用期間

利用期間は、貸出日当日の 10:00 から 16:00 までです。
返却時間 16:00 を超えても返却されない場合、延滞料金を負担していただきます。
(1,000 円/30 分毎)

また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、協会が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

6. 利用条件

- ・利用する前には、自転車に異常がないか必ず確認してください。
- ・借り受けた自転車は、貸出施設の説明に従い、適正に管理し使用してください。
- ・貸出・返却とも営業時間内(10:00~16:00)に行ってください。
- ・自転車を降りて離れる場合は施錠をしてください。
- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。
- ・小学生以下のお子様につきましては、ご利用頂けない場合があります。
- ・ヘルメットは必ず着用することとします。着用しない場合はレンタルをお断りさせていただきます。

7. 返却先

利用者は、借り受けた自転車を貸出施設が指定する場所へ返却してください。

※ やむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途の運搬費用 (1 台/1,000 円) を申し受けます。

8. 自転車の故障

利用中に自転車が故障した場合は、乗り続けずに、貸出施設へ連絡するとともに自転車を降りてそのまま貸出場所まで持込んで下さい。

(パンク及びチェーン外れ等軽微修理)

利用中に発生した自転車のパンク及びチェーン外れ等軽微な修理については、貸出施設へ連絡するとともに、修理にかかった代金については、協会が負担いたします。

(その他の修理)

利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくこととなります。

なお、貸出施設への事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。また、自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、貸出施設に起因する場合を除いて協会及び貸出施設は一切責任を負いません。

9. 損害賠償の義務

(自転車の盗難・損傷・滅失等)

利用期間中に自転車の盗難・損傷・滅失等に遭遇した場合は、速やかに借り受けた貸出施設まで連絡してください。無施錠のまま放置した等利用者に起因する事情により盗難・損傷・滅失等した場合及び利用者による重大な過失が認められた場合は、協会及び貸出施設の指示に従い、その損害を賠償いただく場合があります。

10. 免責事項

(事故)

利用期間中に遭遇された、利用者及び第三者による事故等により利用者及び第三者に損害等が発生した場合において、協会及び貸出施設は一切の責任を負いません。

貸出施設は、利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等

を確認し協会に報告して下さい。(様式第4号)

利用者は、事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。前項にかかわらず貸出施設が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、貸出施設が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

11. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損した場合は、交換料として1,000円を負担して頂きます。無施錠での駐輪等、利用者の過失による自転車の盗難・滅失等に遭遇した場合には、9項に定める金額を負担して頂く場合があります。

12. 禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や車両の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

13. 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

14. 利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を終了し自転車を速やかに返還して頂きます。

この場合、貸出施設が受領した金額の払戻しは一切いたしません。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求する場合があります。

附則

この規約については、令和3年3月1日から施行する。

個人情報保護方針

公益社団法人龍神観光協会指定貸出施設（以下 貸出施設）は個人情報保護法その他関連法令を遵守します。

- 取り扱う個人情報の紛失、滅失、改ざんおよび漏洩の防止など、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を行います。
- 取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内でのみ利用します。
- 個人情報保護のために管理体制を継続的に見直し、改善します。

第1. 個人情報の利用目的

当協会は、利用者の個人情報を次の目的で取得し利用します。

- (1) 本サービスの利用に際しての利用者としての審査のため
- (2) 当協会の事業活動及び市場調査に関する分析・統計のため
- (3) 利用者が本サービスを利用している間における利用者との各種連絡のため

第2. 個人情報の第三者への情報提供

1. 当協会は、本条第2項に記載する場合を除き、当該個人の承諾がない限り、取得した個人データを第三者に提供しません。
2. 次の場合、当協会は個人情報を開示・提供することがあります。
 - (1) 利用者ご本人の同意がある場合
 - (2) 利用者に明示した利用目的達成に必要な範囲で提携する事業者との間で個人情報を共同利用する場合
 - (3) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合。
 - (4) その他法令等に定める正当な理由がある場合。

第3. 個人情報の管理

当協会は個人情報を適切に管理いたします。

当協会は、集計業務、発送業務等の業務を委託する場合、個人情報を適正に管理する能力を有すると認められる者にかかる業務を委託し、委託先との間で適切な守秘義務契約を締結したうえで、個人情報の取扱いを依頼します。

第4. 個人情報の開示・削除要求への対応

当協会の保有する個人情報は、要請に応じて開示します。

開示された個人情報が正確でないと申し出があった場合、適切な方法で、その内容を確認し必要に応じて情報の追加・変更・訂正または削除などを行います。